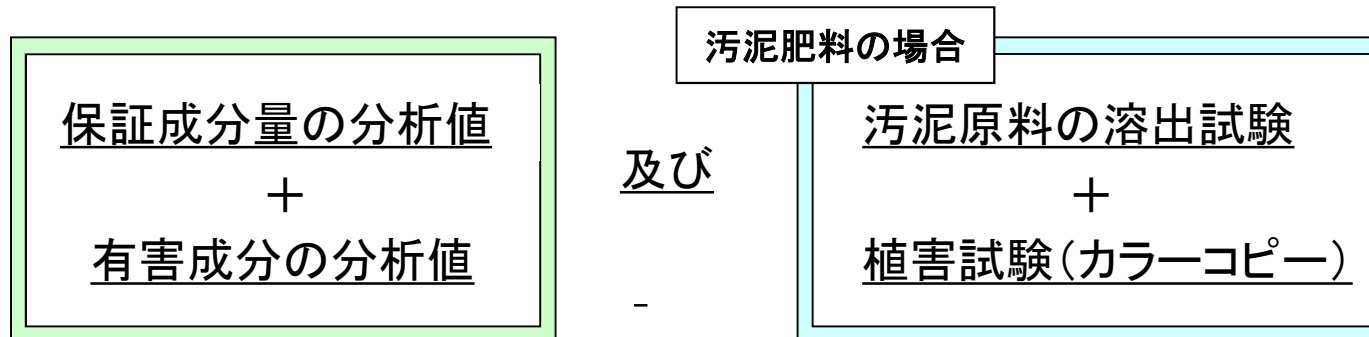


肥料登録に必要な書類

1. 登録申請書 2部 (押印したもの)
2. 登録見本サンプル 500g以上
3. 登録手数料 収入印紙 53, 100円
4. 登記簿謄本 (初回登録時、本社住所、商号、代表取締役の記載があるもの)
(市町村の場合は、住所、代表者が証明できるもの)



5. 分析証明書 コピー2部
6. 製造設計書 コピー2部
7. 会社事業場の概要、工場付近の地図 (初めての申請の場合)
8. 製造基準適合確認書もしくは原料供給票の写し (牛由来の原料を使用した場合)
9. 石灰硫黄合剤との混合防止念書 (リン酸第一石灰とリン酸第一加里が原料の場合)
10. 登録証の返信用封筒 A4版サイズ 440円(50gまで)切手を貼付

肥料登録の留意事項

留意事項

有効期間更新申請

3年もしくは6年毎

登録内容の変更事項届出

代表者、住所等の変更

失効の届出

法人の解散、生産・輸入の廃止

生産工程等の変更に関する相談

肥料の生産(輸入)に関する原料、材料、
生産工程等の変更に関する相談書

立入検査

センター等による立入検査

登録証・帳簿の確認、肥料の収去等

義務事項

登録証の備え付け

登録証を本部に、写しを生産工場に

帳簿の備え付け

原料・製品の受払い台帳、生産・販売日報

保証票の添付

生産業者保証票、輸入業者保証票

肥料販売業務開始届

販売する都道府県毎(都道府県提出)

生産・輸入量の報告

毎年1月～12月の生産量を、次年の2月に報告

肥料登録 届出書提出先一覧

農政局

【農林水産大臣に登録・仮登録した肥料に関する届出等】

- 登録証の記載事項変更に係わる書替交付の申請
- 地位の承継に係わる書替交付の申請
- 普通肥料の名称変更に係わる書替交付の申請
- 登録証の滅失等に係わる再交付の申請
- 肥料登録の有効期間の更新に係わる申請
- 肥料登録の失効届
- 登録事項変更
- 国内管理人に係わる変更届

【指定配合肥料に関する届出】

- 指定配合肥料の生産(輸入)業者届
- 指定配合肥料の生産(輸入)業者変更届
- 指定配合肥料の生産(輸入)業者廃止届

【生産事業場の略称に関する届出】

- 生産事業場に係わる略称届
- 生産事業場に係わる略称変更届

【委託生産に関する届出】

- 委託生産届出(※)
- 委託生産届出事項の変更届出(※)
- 委託生産廃止届出

(※新規登録申請に伴う提出の場合は、FAMICへの提出も可)

都道府県

【特殊肥料に関する届出】

- 特殊肥料の生産(輸入)業者届
- 特殊肥料の生産(輸入)業者変更届
- 特殊肥料の生産(輸入)業者廃止届

【肥料の販売に関する届出】

- 肥料の販売業務に係わる開始届
- 肥料の販売業務に係わる変更届
- 肥料の販売業務に係わる廃止届

【都道府県知事に登録する肥料に関する申請】

- 肥料の登録申請書
(国内で生産する有機質肥料、石灰質肥料等)

【知事登録・届出肥料に係る委託生産に関する届出】

- 委託生産届出
- 委託生産届出事項の変更届出
- 委託生産廃止届出

農林水産省

【外国生産肥料の輸入に関する届出】

- 外国生産肥料の輸入業者に係わる開始届
- 外国生産肥料の輸入事業に係わる廃止届

【生産設備の賃借による肥料の生産について】

- 肥料の生産設備賃借に係わる届出

FAMIC

【農林水産大臣に登録・仮登録する肥料に関する申請】

- 肥料の登録(仮登録)申請書
(国内で生産する有機質肥料、石灰質肥料を除く)

【生産工程等の変更に関する相談】

- 肥料の生産(輸入)に関する原料、材料、生産工程等の変更に関する相談書